



報道発表資料の配付日時 1月26日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度第4回北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 目的 北海道病院事業に係るプランの策定に当たり、幅広い観点から検討を行うため、外部有識者による「令和4年度第4回北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会」を開催する。</p> <p>2 日時 令和5年2月2日(木)18時00分から</p> <p>3 場所 Web開催 道庁別館4階第3研修室 (報道機関及び傍聴者) 各委員の職場等 (委員) 道庁別館3階病院事業管理者室 (部会長及び事務局)</p> <p>4 委員 岡村 弘重 (名寄市立総合病院 事務部長) 佐古 和廣 (一般社団法人北海道医師会 副会長) (部会長) 土橋 和文 (札幌医科大学附属病院 病院長) 堤 裕幸 (北海道済生会小樽病院みどりの里 施設長) 椿 勇喜 (全国自治体病院協議会北海道支部 事務局長) 平野 聡 (北海道大学大学院医学研究院 教授) 平林 高之 (砂川市病院事業管理者) 牧野 雄一 (旭川医科大学地域共生医育統合センター 教授) 松原 良次 (特定医療法人社団慶愛会札幌花園病院 院長)</p> <p>5 出席者 (道立病院局) 鈴木 信寛 (病院事業管理者) 道場 満 (道立病院部長) 畑島 久雄 (道立病院局次長) 山中 剛 (道立病院局次長) ほか</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	マスク着用の御協力をお願いします。発熱や咳、くしゃみ等、風邪の症状がある方は取材をお控え願います。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	道立病院局 病院経営課 (担当者: 課長補佐 丹) TEL 011-231-4111 内線 25-872		
-------------	--	--	--

## 令和4年度第4回北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会について

令和5年(2023年)1月26日  
北海道道立病院局病院経営課

令和4年度第4回北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会を次のとおり開催します。

### 記

#### 1 委員会の目的

北海道病院事業に係るプランの策定に当たり、幅広い観点から検討を行うため、外部有識者による「令和4年度第4回北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会」を開催します。

2 開催日時 令和5年2月2日(木) 18時00分から

3 開催場所 Web開催  
道庁別館4階第3研修室 (報道機関及び傍聴者)  
各委員の職場等 (委員)  
道庁別館3階病院事業管理者室 (部会長及び事務局)

#### 4 委員

岡村 弘重 (名寄市立総合病院 事務部長)  
佐古 和廣 (一般社団法人北海道医師会 副会長) (部会長)  
土橋 和文 (札幌医科大学附属病院 病院長)  
堤 裕幸 (北海道済生会西小樽病院みどりの里 施設長)  
椿 勇喜 (全国自治体病院協議会北海道支部 事務局長)  
平野 聡 (北海道大学大学院医学研究院 教授)  
平林 高之 (砂川市病院事業管理者)  
牧野 雄一 (旭川医科大学地域共生医育統合センター 教授)  
松原 良次 (特定医療法人社団慶愛会札幌花園病院 院長)

#### 5 傍聴について

傍聴の定員は5名とします。

会議の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。また、傍聴に当たっては、別添の傍聴要領を遵守願います。

なお、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクの着用とともに、発熱や咳、くしゃみ等、風邪の症状のある方は、傍聴をお控え願います。

## 北海道病院事業推進委員会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、委員会委員長の許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、委員会委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。